

草の根技術協力事業に係る業務実施ガイドラインの策定について

2015年11月
JICA 国内事業部

1. 策定の背景

草の根技術協力事業に係る業務委託契約について、これまで、業務委託契約の考え方やそれに則って事業を実施する際の留意事項等の解説が不足しており、実施団体とJICAとの間で共通理解の醸成が必ずしも十分になされていませんでした。

この度、これに対応するため、業務実施ガイドラインを新規に策定したものです。なお、策定にあたっては、会計検査院による平成26事業年度ODA検査における指摘も踏まえました。

2. 主な内容

以下5章により構成されています。

第1章 はじめに

第2章 相手国からの了承取付け：実施の手引き①第1章を一部更新したもの

第3章 契約の締結：実施の手引き①第2章を一部更新したもの

第4章 契約の管理：新規作成

第5章 モニタリングと評価：実施の手引き①第4章及びモニタリング・評価ガイドラインを一部更新したもの

本ガイドラインの適用により、経理処理ガイドライン（2015年4月（2015年10月一部改定））策定に伴い適用されなくなった経費積算ガイドライン及び実施の手引き①第3章とともに、以下のガイドライン類は適用されなくなります。

① 実施の手引き①第1・2・4章

② モニタリング・評価ガイドライン

③ 資機材調達ガイドライン

④ 実施の手引き②（安全管理）

3. 適用

既に契約書を締結している契約を含め、すべての契約に適用します（ただし、後述の「業務月報」を除く）。適用について、打合簿を交わす等、何らかの形で、JICA国内機関と確認・合意いただけますようお願いいたします。

4. 旧ガイドライン類からの主な改訂点

(1) 消費税について

このたび、草の根技術協力事業の業務委託契約における消費税の取扱いにつき、JICA 顧問税理士に相談し、JICA 内で検討した結果、一部適切ではないとの判断に至ったため、今後、新規に採択する契約からは、以下のとおりといたします。

- ① 全ての契約について、消費税の「課税対象取引」とする。 *(従来通り)*
- ② 課税事業者であることを示す以下の書面の提出があった場合のみ、契約金額内訳に消費税等相当額（税抜積算金額の 8%）を計上する。
 - 「消費税課税事業者届出書」、「消費税課税事業者選択届出書」または「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」 *(新設)*
 - 納税証明書 その 1 *(従来通り)*
- ③ 課税事業者であることを示す書面の提出がなく、消費税相当額を計上しない場合においても、課税対象取引であること（消費税等額が含まれること）を明示するために、契約金額に消費税等額を明示する。具体的には、契約金額の 108 分の 8 にあたる額が消費税額であることを記載する。 *(新設)*

【締結済の契約について】

業務委託契約は全て課税対象取引とすることが JICA 側の基本方針でしたが、これまで、JICA 内部指示の不徹底により、団体から所轄の税務署等に問合せた結果に基づき、「非課税取引」としている事例もありました。

このような場合は、税務署等の判断を尊重し、JICA としても当該契約は「非課税取引」と認識することが適当ではないかと考えております。

他方、そのような対応が適切か否か、もう少し実例を調査した上で、必要に応じ、改めて相談させていただきます。

(2) 会計検査院の指摘に対する対応について

会計検査院による平成 26 事業年度 ODA 検査の決算検査報告において、草の根技術協力事業について、以下 2 点の指摘を受けました（決算検査報告から一部抜粋）。

- ① 額の確定について：直接人件費、日当及び宿泊料の額の算定根拠となる業務従事日数の妥当性を十分確認していなかったり、業務従事者が受託団体が借り上げた住宅等に滞在している事態に対応した額の確定が行なわれていなかったりしていた。
- ② 事業効果の評価について：事業終了後一定期間経過後の状況を確認して今後の類似事業の改善に反映させる体制となっていなかった。

本指摘を受けて、以下のとおり一部制度を見直すこととしました。

- ① 額の確定について：
 - 業務月報の導入（業務実施ガイドライン P23 参照）

業務従事実績及び業務の内容・進捗状況を的確に確認できる書類として業務月報（従事計画・実績表（バーチャート）を添付）を導入します。なお、草の根技術協力事業においては、現地に長期に滞在し、自団体の独自業務を含む他業務を併せて実施している例が少なからず存在することを鑑み、契約交渉等において、各業務従事者の他業務との兼務事業の想定等についても確認させていただき、業務月報においても、他業務との兼務状況を確認できるようにします。

新規に契約書を締結する契約は、業務委託契約書共通仕様書第7条において、業務月報が提出書類として定められているため、全案件で適用します。既に契約書を締結している契約は、個別に JICA 国内機関と協議のうえ、打合簿を交わす等、何らかの形で、JICA 国内機関と確認・合意いただけますようお願いいたします。なお、本件は会計検査院による指摘に対する対応の一環であるため、可能な限り早期の適用開始をお願いします。

- 宿泊料の計上及び精算方法の見直し（経理処理ガイドライン P18 参照）

現地において借り上げ住宅等を賃貸している場合、その経費が定額での宿泊料よりも後述する食卓料を加算しても総額で安価である場合には、原則として、宿泊料のうち宿泊費については定額ではなく、借り上げ住宅賃貸借料として、海外活動費として、アパート等の賃借料を計上し、領収書に基づき精算する方式を導入します。なお、その場合には、宿泊料に含まれる朝食代・夕食代及び諸雑費の見合いとして、旅費（その他）に食卓料を計上・精算ができることとします。

- ② 事業効果の評価について（2015 年度第 2 回草の根パートナー型募集要項 P46 参照）：

- 特定の地域や課題を対象とした第三者の視点を入れた調査の実施

草の根技術協力事業の制度自体の評価を目的として、特定の地域や課題を対象に第三者の視点を入れた調査を定期的の実施して、成果と課題を抽出し、今後の制度改善等に役立てます。

- アンケート調査及びフォローアップ調査の実施

個別案件の評価を目的として、事業終了後の現況に係るアンケート調査を実施します。また、アンケート調査や受託団体への聞き取り調査等を踏まえ、フォローアップが必要と判断された案件については、事業終了後の状況に係る調査を実施します。

以上